

## たま～に役立つ税の知識

### 【1】相続税

#### (1) 相続時精算課税制度

適用要件： 65歳以上の親から20歳以上の子への生前贈与に限り  
2,500万円まで非課税

注1 じゃあ、65歳 20歳はどの時点で判定するの？ 贈与があった年の1月1日時点

だから、例えば平成19年10月で65歳の誕生日を迎える親が、40歳の子に平成19年中に生前贈与をする場合は相続時精算課税が使えないのだ。

注2 子は死亡しているが、孫が生存のときは？ 孫が20歳以上であれば精算課税を適用できる

一般的な本には『親から子への生前贈与・・・』なんて言い回しをしますが、条文には

『受贈者が贈与者から贈与により財産を取得し・・・』と書いてます。

この『受贈者』にあたるのがよく言われる『子』で、『贈与者』にあたるのが『親』です。

実際の条文には『受贈者』のあとにカッコ書きが下記のようにあります。

『受贈者（その年1月1日において20歳以上で、贈与をした者の直系卑属である推定相続人）が・・・

じゃあ、推定相続人て誰？ 子が死亡している場合は孫（代襲相続といいます）

相続時精算課税制度の特例（親 子への住宅資金の贈与）

親が65歳未満でもOK（子は20歳以上）

3,500万円まで非課税

相続時精算課税制度の特例（親 子への自社株の贈与）【H19年度改正】

親が60歳以上ならOK（子は20歳以上）

3,000万円まで非課税

事業承継のための優遇措置なので、さらに要件がある

(イ) 親は法人の代表者で、その法人の株式総数の50%超を保有

(ロ) 子は贈与税の申告期限から4年以内に法人の代表者になり、その法人の株式総数の50%超を保有していなければならない

ちなみに、精算課税は『父 子』『母 子』別々に適用を受けられます

父 子へ 5,000万円贈与  
(5,000万円 - 2,500万円) × 20% = 500万円

母 子へ 4,000万円贈与  
(4,000万円 - 2,500万円) × 20% = 300万円